

実は、点滴・注射については 事前相談が必要!

- ・ 訪問看護で使用できる薬剤には制限がある
(医師の訪問ではほとんどの薬剤が使用可)
- ・ 訪問看護指示書、在宅患者訪問点滴注射指示書、
(特別訪問看護指示書) が必要
- ・ 処方箋で準備できる薬剤も増えてきている
- ・ 医療材料や衛生材料など必要な物品は、
酒精綿・テープ類もすべて医療機関が準備



在宅療養において点滴・注射を実施することは、訪問看護の存在なしでは考えられません。今回ご紹介するのは、**実は、点滴・注射については事前相談が必要!** ということです。

医師が訪問して点滴・注射をする場合、病院で使っている薬剤はほとんどのものが在宅で使用できます。しかし、訪問看護で使用できる薬剤には制限があることはあまり知られていません。これをよく理解していないと、医療機関側から薬剤を渡して点滴・注射を訪問看護で実施してもらっても、医療機関側が薬剤請求できないという事態になります。高額な薬剤の場合には特に気をつけたいですね。なお、最近では訪問看護で点滴・注射できる薬剤、院外処方のできる薬剤も増えてきており、通常の電解質輸液や抗生剤点滴は問題なく院外処方できます。

点滴・注射を実施する場合で、連日の点滴など週3回以上の実施が予定される場合には、訪問看護指示書に加えて、在宅患者訪問点滴注射指示書、特別訪問看護指示書も多くの場合必要になります。

もうひとつ気をつけたい点は、輸液セットやサーフロー針などの医療材料も、酒精綿や固定テープなどの衛生材料も、すべての物品は医療機関側で準備して訪問看護に渡さなければならないことです。訪問看護での点滴・注射に備えて、医療機関側で必要物品のセットを準備しておくことをお勧めします。なお、在宅中心静脈栄養を行なっている場合のみ特別で、輸液セットやヒューバー針も院外処方できます(中心静脈カテーテルやポートから高カロリー輸液をしていない場合は含まれません)。

このように、在宅で点滴・注射を実施するには事前相談が必要ですので、医師や看護師やソーシャルワーカーなど、関係者で話をすることが大切です。